ねむの樹元宮保育園　重要事項説明書

　保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおり

です。

１　事業者の運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | 社会福祉法人　ねむの樹 |
| 設立年月日 | 2009年（平成21年）7月 |
| 事業者の所在地 | 神奈川県横浜市鶴見区北寺尾6-7-6 |
| 事業者の電話番号・ＦＡＸ | ＴＥＬ　045-584-1700　　ＦＡＸ　045-718-5623 |
| 代表者氏名 | 理事長　　加藤　光胤 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第二種社会福祉事業  　イ）保育所の経営　ロ）一時預かり事業の経営 |

２　施設の概要

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別 | 保育所 | | | | | |
| 名称 | ねむの樹元宮保育園 | | | | | |
| 所在地 | 神奈川県横浜市鶴見区元宮2－5－28 | | | | | |
| 電話番号・ＦＡＸ | ＴＥＬ　045-580-0015　　ＦＡＸ　045-633-1410 | | | | | |
| 施設長氏名 | 鈴木　恵美子 | | | | | |
| 開設年月日 | 2015年4月1日 | | | | | |
| 認可定員（年齢別） | ０歳児 | １歳児 | ２歳児 | ３歳児 | ４歳児 | ５歳児 |
| 0人 | 0人 | 0人 | 26人 | 26人 | 26人 |
| 取扱う保育事業 | 一時預かり保育、延長保育、小規模保育事業との連携 | | | | | |
| 事業所番号 | 1410051019495 | | | | | |

３　施設・設備の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 敷地面積 | | 2416.32㎡ | |
| 園舎 | 構造 | 地上1階建て | |
| 延床面積 | 703㎡ | |
| 施設設備の数と面積 | 乳児室 | １室 | 83.45㎡ |
| 保育室2歳児 | 1室 | 48.86㎡ |
| 保育室　　　　３.４.５歳児 | 1室 | 185.08㎡ |
| 子育て支援室 | １室 | 16.56㎡ |
| 沐浴・トイレ | 1室 | 68.67㎡ |
| 調理室 | １室 | 37.75㎡ |
| 調乳室 | １室 | 3.80㎡ |
| 幼児トイレ | 5箇 | 68.67㎡ |
| 事務室　　　医務室 | １室 | 28.98㎡ |
| 保育士休憩室 | １室 | 19.87㎡ |
| その他 |  | 83.43㎡ |
| 設備の種類 | | プール・冷暖房　等 | |
| 屋外遊戯場（園庭） | | 395.44㎡ | |

４　施設の目的、運営方針

|  |  |
| --- | --- |
| 目的 | この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、保育所の経営と一時預かり事業の経営を行う |
| 運営方針 | 保育運営にあたり保育所保育指針を遵守し、保育を行っています。乳幼児の大切な時期を保護者様と協力し、保護者に負けない無償の愛で子ども達ひとりひとりの個性を大切に心身共に育つ保育を心がけています。保育目標を踏まえ家庭との連携・コミュニケーションを充分はかり質の高い保育を提供します |

５　職員体制

|  |  |
| --- | --- |
| 施設長 | 1人 （資格：　保育士　） |
| 保育士 | 21人　 (常勤：　 13人、非常勤　　8人） |
| 調理員（栄養士除く） | 2人　（常勤：　　1人、非常勤　　1人） |
| 看護師 | 0人　（常勤：　　0人、非常勤　　0 人） |
| 栄養士 | 3人　（常勤：　　2人、非常勤　　1人） |
| 事務員 | 2人　（常勤：　　2人、非常勤　　0人） |
| その他（　保育補助他　） | 2人　（常勤：　　0人、非常勤　　2人） |

６　保育・教育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| 開所日 | 月・火・水・木・金・土 |
| 休所日 | 日曜日・国民の祝日・年末年始 |

７　保育・教育を提供する時間

（１）開所時間

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日 | 午前7時00分から午後8時00分まで |
| 土曜日 | 午前7時00分から午後8時00分まで |

（２）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 土曜日の保育時間（11時間） | 午前7時30分から午後6時30分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時00分から午前7時30分まで  夕：午後6時30分から午後8時00分まで |

（３）保育短時間認定に関する保育時間（８時間）

|  |  |
| --- | --- |
| 月曜日から金曜日の保育時間（８時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 土曜日の保育時間（８時間） | 午前8時30分から午後4時30分まで |
| 延長保育時間 | 朝：午前7時00分から午前8時30分まで  夕：午後4時30分から午後8時00分まで |

８　利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料（利用者負担） | 保護者が居住する市町村が定める利用料  ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償  　　2号認定：すべての児童を対象に無償  　　3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償 |
| 延長保育料 | 30分あたり　1700円/月 |
| 食材料費 | 月額6000円  　　（主食費1500円、副食費4500円）3歳児～ |
| 軽食提供（19時以降） | 200円/回 |
| その他 | 新年度用品・災害共済掛け金・行事費　など |

９　支払方法

|  |
| --- |
| 月末締め翌月　　　　銀行引き落としにて徴収 |

10　提供する保育・教育の内容

|  |
| --- |
| ＊児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針  　　及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。  　・乳幼児期に最も必要な感性を、音楽あふれる環境の中で育みます。  　・発達に合わせ遊びを通して想像力や自主性を養います。  　・個性を大切にしながら思いやりの心を育てます。  　・養護と教育が一体となって豊かな人間性を持った子どもを育成します。  　・健康・安全で情緒の安定した生活が出来るように、ご家庭との連携を深め  　　より良い環境を作ります。  　・情操教育の一環として音楽教室・英語教室を実施します。 |

＜毎日の保育・教育の流れ＞

|  |  |
| --- | --- |
| 時間 | 幼児 |
| 7:00  7:30 | 開園  保育標準時間（11時間）開始  順次登園 |
| 8:30  9:00 | 保育短時間（8時間）開始　順次登園  ・遊び（室内外）  課題保育 |
| 11:20 | 食事  （年齢によって前後します） |
| 12:30  14:30  15:00 | お昼寝  （年齢によって前後します）  目覚め  おやつ |
| 15:30 | 順次降園 |
| 16:30  18:30  20:00 | 保育時間短時間終了  保育時間標準終了  閉園 |

お散歩のコース　　　園庭以外に、近隣にある公園、広場などにお散歩に行きます

＜保育計画（年間）＞

|  |  |
| --- | --- |
| クラス | 保　育　計　画 |
| ３歳児 | ＊遊びを通して体を十分に動かし、運動機能を高め思いやりの気持ちを  　育てます。  ＊子ども同士の関わりを十分にもち、友だちや保育士と一緒にごっこ遊び  や簡単なゲームをして楽しく過ごします。 |
| ４歳児 | ＊遊びを通し簡単なルールやお約束を守れるようにします。  ＊友だちの気持ちに気づき思いやりをもって関わり、友だち同士で好きな  遊びを見つけ楽しく元気に過ごします。 |
| ５歳児 | ＊みんなで協力する事の大切さや素晴らしさを学びます。  ＊みんなで協力し遊びや行事を通し保育園生活最後の思い出作りをしま  　す。 |
| その他（年間行事） | 【年間主要行事予定】  ４月　　入園式・進級式・保護者会  ５月　　子供の日・健康診断  ６月　　歯科検診・尿検査（幼児）・視聴覚検査（４歳児）  ７月　　七夕・水遊び・夏祭り  ８月　　水遊び・お泊り会  ９月　　運動会  １０月　親子遠足・ハロウィン  １１月　健康診断・勤労感謝・歯科検診・視聴覚検査（3歳児）  　　　　移動動物園  １２月　クリスマス会・お餅つき  １月　　鏡開き  ２月　　節分・クラス懇談会  ３月　　ひな祭り・卒園式・お別れ遠足（年長児）・お別れ会  ＊年間通して食育として野菜の栽培、収穫も行っています。    【毎月行事】  　身体測定・避難訓練・誕生会 |

＜クラス編成＞

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢 | ク　ラ　ス　名 |
| 3歳児 | くるみ |
| 4歳児 | かえで |
| 5歳児 | さくら |

11　給食等について

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 提 供 内 容 | | | | 保育園での摂取割合  （一日の摂取カロリー）  年2回体重の平均値で算出 |
| おやつ | 給 食 | | おやつ |
| 主食 | 副食 |
| 3歳児 |  | 〇 | 〇 | 〇 |
| 4歳児 |  | 〇 | 〇 | 〇 |
| 5歳児 |  | 〇 | 〇 | 〇 |

＜給食の提供にあたって＞

|  |
| --- |
| ＊　食事の提供を含む食育計画を作成し、子どもが生活と遊びの中で、意欲を持って食  に関わる体験を通して、食べることを楽しみ、食事を楽しみあう子どもに成長して  いくよう指導計画に位置付けています。  ＊自園調理　　　＊アレルギー対応（除去食）  ＊献立の提供  ＊食育の取組　　（野菜を育て収穫・皮むき・料理体験など） |

＜アレルギー対応について＞

当園は、横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、

ねむの樹元宮保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に

努めています。

|  |
| --- |
| ＊アレルギー対応  ・「生活管理指導票」「食物アレルギー対応表」「緊急時個別対応表」  「エピペン対応表」(エピペンが処方されている場合のみ)申請時、四枚一組で提出してください  ・「生活管理指導表」につきましては、除去期間に応じ、医療機関で再評価してください(原則半年に１回)  ・除去していた食物を解除する場合には、「除去解除届」を提出してください |

　　　　　別紙：食物アレルギーの対応について　　　アレルギー除去食について　　参照

12　保護者に用意していただくもの

1. 入園時にご用意いただくもの

|  |
| --- |
| ＊住所を確認するもの（児童票）  ＊保護者の緊急連絡先 (緊急連絡票)  ＊児童の健康や体調を確認するもの（生育記録）  ＊お布団カバー　　など |

1. 毎日持参いただくもの

|  |
| --- |
| ＊通園かばん  ＊ループ付きタオル　　　　　　＊出席ノート  ＊歯ブラシ　　　　　　　　　　＊コップ  ＊連絡帳　　　　　　　　　　　　　　　　　　など |

1. 服装について

|  |
| --- |
| ＊動きやすく、脱ぎきしやすい服装  ＊汚れても差しさわりのない服装  ＊ひもやフードなどのひっかかりやすい服は避けるようにしてください。  ＊華美でないもの（装飾ははずして着用してください）  ＊カチューシャ等の装飾品は着用しないでください。 |

13　登園・降園について

（１）登園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ＊園より各家庭に2枚のICカードをお渡しします。  　　登園の際、忘れずに必ずタイムレコーダーにICカードをかざしてく  　　ださい。・  　　カード再発行は、有料（800円）となりますので紛失・損失されないよう  　　お気を付け下さい。  　　退園・（卒園）時にはお返しいただきます。  　＊9時までには登園していただき規則的な生活を送りたいと思います。  　　尚、遅刻・欠席される場合は必ず電話連絡を9時までにお願いします。  　＊朝食は必ず家庭で摂取するようにご配慮ください。  　＊お子様に普段と変わった様子がある場合には、保育士に口頭及び連絡ノートで必ず  　　お知らせください。 |

（２）降園にあたっては、次の点に留意してください。

|  |
| --- |
| ＊降園の際、忘れずに必ずタイムレコーダーにICカードをかざしてください。  ＊保護者間で連絡を取り合って、お迎えの時間はお守りください。  　　　通常と異なる方がお迎えの場合予め保育園へ連絡してください。  　　　連絡がない場合は、お子様のお引き渡しすることができません。  ＊送迎はいたしません。  ＊お迎え後はお子さんと一緒にお支度をし速やかに降園してください。  （夕方は疲れていて事故・怪我など起こりやすく、また駐車場の混雑にも影響するので  ご協力ください。） |

14　保育園と保護者との連携について

|  |
| --- |
| ＊保育は保護者様とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野  　　に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。  　　心配なこと、分からないことはいつでも保育士に聞いてください。  　・連絡ノート  　　　園と保護者との連絡の手段として連絡ノートを使用します。  　・園だより  　　　毎月１回、園からの連絡事項・園の様子や行事予定・活動内容をお知らせします。  　・クラスだより  　　　　クラスの様子や活動内容などをお知らせします。  　・個人面談  　　保護者様と担任または希望職員と個別に面談を実施し、ご家庭での様子や保育園で  　　の成長ぶりまた、今後の保育計画についてお話しします。  　・掲示板  　　感染の発症状況や行政からの連絡事項を掲示にてお知らせいたします。 |

15　健康診断、健康管理について

（１）健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）

に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号、

及び平成26年規則一部改正第21号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

（２）健康管理、病気のときの対応

|  |
| --- |
| (１)　【こんな時は保育士に直接お知らせください】  　　　＊朝起きていつもと違う  　　　　例 ・食事を食べたがらない　・熱っぽい　・夜咳がひどい　　・熱が出た  　　　　　　・ゴロゴロしている　　　・吐いた　　・薬を飲んでいる  　　　　　　・受診した　　　　　　　・下痢をしている（していた）  ※その他気になる症状がみられるときはお知らせください。  (２)　【こんな時はご連絡します】  　　 　・熱が出た時　　　　　　 　・ケガをした時  　　　 ・ひどい下痢や嘔吐がある時  (３)　【こんな時はお休み下さい】  ・ 熱がある時 ・下痢や嘔吐が続いている時  ・感染症（うつる病気）にかかった時　　・・・別表－１「感染症について」  ※発熱が認められた場合や嘔吐・下痢が一回でもあった場合は、症状が収束し改善　傾向になるまでは、ご家庭で様子を見て頂き保育園はお休みください。  （解熱剤を使用した場合は熱が下がってもお休みしてください。）  ＊体温測定  　　　・登園前に自宅にて計測していただき連絡ノートに記入してください。  ・また、登園入室前にも再度検温して頂き保育室に備え付けているチェック表に  ご記入をお願い致します。  ＊発熱時の対応  　　 ・原則37.5℃を基準としていますが、平熱を目安に判断します。  ・熱性けいれんの既往歴があるお子さんは速やかにお迎えをお願いします。  （原則37.0℃を基準）  ＊登園許可証明書について  ・別表－１「感染症について」を参考にしていただき登園許可書が必要な  　 　　　 疾病にかかった場合は登園の際保育園へ提出ください。  ＊園での与薬について　・原則として通常保育での投薬は行っていません。  ＊投薬は医療行為とも考えられていますので原則として通常保育での投薬は出来ません。やむを得ない場合のみ（アレルギーや慢性疾患など）お預かりしています。  ＊風邪や中耳炎の内服などは二回法（朝・夕）が可能な場合が多いので医師に  ご相談くださり園での投薬を避けていただきますようご協力お願いいたします。  　　投与にあたり　　＊薬（１回分）　記名をお願いします。  　　　　　　　　　　＊薬依頼書　（事務所にあります）  　　　　　　　　　　＊薬剤情報提供書（お薬の説明書）が必ず必要です。  ＊病院の処方による薬で今までに投与したことがあり異常がなかった薬について  　のみお預かりします。  ＊必ず薬依頼書に記入の上直接保育士に手渡し、投与に関する注意事項をお伝え  ください。薬依頼書と薬剤情報提供書がない場合など投薬はできません。  ＊軟膏・目薬など分けられないものは適量を指示してください。  ＊軟膏を塗布する場合は使い捨てのビニール手袋を一緒にご用意ください。 |

16　感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策

ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生

管理を、適切に実施します。

|  |
| --- |
| ＊園での予防対策  　・感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いのある場合には必要に応じて  　　嘱託医、保健所等に連絡し、その指示に従うことを全職員に周知しています。  　・保育室・調理室の衛生管理の徹底　　　　・消毒による衛生管理  ＊発生した場合の保護者様への連絡  　・園便り・保健だよりの配布・掲示 |

17　障害児保育について

|  |
| --- |
| ＊　障害のある子どもの保育については、一人ひとりの障害の状態を把握し、他の子ども  　　との生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付けています。  ＊　障害のある子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携し  　　た支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図っています。 |

18　医療的ケアが必要な児童の保育について

|  |
| --- |
| ＊原則看護師が在職していないため、医療的ケアは対応していません。 |

19　嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 小菅医院 |
| 医　院　長　名 | 小菅紀子 |
| 所　　在　　地 | 横浜市鶴見区下末吉1-21-22 |
| 電　話　番　号 | 045-571-4356 |

20　歯科医

以下の医療機関（歯科）と嘱託医契約を締結しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 宮川歯科医院 |
| 医　院　長　名 | 宮川英光 |
| 所　　在　　地 | 横浜市鶴見区市場富士見町10-11 |
| 電　話　番　号 | 045-521-7662 |

21　地域防災拠点、広域避難場所

　　保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 地域防災拠点 | 市場小学校 |
| 広域避難場所 | 三ツ池公園 |

22　緊急時における対応

　保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの

保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に

相談する等の措置を講じます。

　保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って

しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

　＜近隣の緊急連絡先＞

|  |  |
| --- | --- |
| 警察署 | 鶴見警察署　　045-504-0110 |
| 消防署 | 鶴見消防署　　045-503-0119 |

23　非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、災害対応マニュアルなどにより

定期的に職員に周知するとともに、毎月**１**回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を

実施しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 防火管理者 | 鈴木　恵美子 |
| 消防計画届出年月日 | 消防署　　H　　27　年　5　月　7　日 |
| 避難訓練 | 地震・火災・水害・不審者など設定し年間計画書を作成し訓練を毎月１回以上　実施 |
| 防災設備 | 消火器、誘導灯、火災報知器　など |
| 緊急時の伝言方法 | 緊急配信メール・掲示板 |

24　賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | 賠償責任保険 |
| 保険の内容 | 身体障害・財物損壊 |
| 保険金額 | 1事故につき　　5億円 |

25　業務の質の評価について

|  |  |
| --- | --- |
| 保育所の自己評価 | 実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い年１回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示 |
| 外部評価 | 実施方法：第三者評価 公表先：横浜市ホームページ |

26　苦情相談窓口

　　要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 相談・苦情受付担当者 | 氏名　千葉　栄子 電話番号　045-580-0015 | |
| 相談・苦情解決責任者 | 氏名　鈴木　恵美子 電話番号　045-580-0015 | |
| 第三者委員 | 遠藤　照子 | 民生委員児童委員協議会相談役　　　　　TEL　045-573-4881 |
| 伊藤　洋子 | 民 生 委 員 児 童 委 員  TEL 045-583-4725 |

受付方法：　面接、電話、文書などの方法により相談・苦情を受け付けています。

27　連携施設　　R8より削除

|  |  |
| --- | --- |
| 連携施設の種類 | 小規模保育事業 |
| 名称 | ユニコーン・キッズクラブ |
| 所在地 | 横浜市鶴見区市場大和町4-8　IPビル2F |
| 連携協力の概要 | 屋外遊技場の利用に関する支援・合同保育に関する支援  行事への参加に関する支援・卒園後の受け皿としての支援 |

28　地域の育児支援について

|  |
| --- |
| ＊一時保育の実施、　　　　　＊園庭解放　　　　　　　＊育児相談 |

29　その他保護者に説明すべき事項　　＜禁止事項・制限事項＞

　　＊車での送迎の際は、保育園の駐車場を必ず使用してください。

　　＊園行事（保護者会・夏祭り・懇談会・運動会・クリスマス会・卒園式など）の際は

駐車場利用が出来ません。

　　＊駐車場での事故は、責任を負いません。

　　＊ほかの利用者に対する一切の宗教活動・政治活動及び営利活動はお止め下さい。

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を

行いました。

保育園名：ねむの樹元宮保育園

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 所在地　：横浜市鶴見区元宮2-5-28

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 説明者職名：園長　鈴木　恵美子

（付則　１．利用定員、職員体制　　　　　　　　　　　　　　　　　2019年4月1日一部改訂

　　 ２．支払方法　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 2019年10月1日一部改訂

　　 ３．施設概要、利用料金、非常災害の対策、

苦情相談窓口　　 2020年4月1日一部改訂

　　　 ４．利用料金、保護者に用意していただくもの、健康管理、

病気の時の対応、その他保護者に説明すべき事項、

職員体制 2022年4月1日一部改訂

　　　　５．施設の概要、施設・設備の概要、職員体制、連携施設

提供する保育・教育の内容、給食等について、　　　　　2023年4月1日一部改訂

６. 施設の概要、施設・設備の概要、職員体制、保育計画、

クラス編成、給食等について 2024年4月1日一部改訂

７．利用定員、職員体制、クラス編成　　　　　　　　　 2025年4月1日一部改訂

同意書

私は、書面に基づいてねむの樹元宮保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、

同意しました。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　年　　　月　　　日

保護者住所：

児童氏名　：

保護者氏名：　　　　　　　　　　　　　印（署名でも可）　児童から見た続柄：